

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、下記以外の事故・トラブルが発生した場合も含め、通報・公表の要否は社会的関心の状況などを踏まえて柔軟に判断します。

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱 (2019.12.26施行)	運用上の留意点 (2019.12.26施行)				要否	タイミング	公表区分	一斉メール	日報	会見説明	備考	
(16) その他必要と認められる事項	《当社で想定》	ALPS処理水希釈放出設備	放出基準を満足しない放出	トラブル	●設備の異常やトラブル等によりALPS処理水を未測定・確認不備の状態に放出した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	B	○	○	○	
			設備停止	トラブル	●設備の異常やトラブル等により設備の運用（受け入れ、測定・確認、放出）を停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	C	○	○	○	
			水漏れ・水溜りの発見	トラブル	●漏れた水が放出基準を満足していることが確認できない場合で、港湾内に流出した可能性がある場合（漏れた水が海水のみと判断できる場合は除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）	B	○	○	○	
				トラブル	●漏れた水が放出基準を満足していることが確認できない場合 ※以下のような場合は除く ・漏れた水が海水のみと判断できる場合 ・予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合 ・弁グランド部等からの滲みや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合 ・堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合（拭き取り等の簡易な処置により漏えい水を処理できる場合） ・堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）	C	○	○	○	
			取水モニタ・立坑モニタ	トラブル	●取水モニタ、立坑モニタで高警報が発生した場合（モニタ周りの作業（点検、清掃など）による警報発生と把握している場合は除く）	○	●手分析を行い測定結果が高警報以上であることを確認後30分以内を目安に通報	C	○	○	○	
			サンプリング結果	-	●放出前のK4タンクのサンプリング結果	○	●放出開始前	その他	-	○	-	
			放出実績	作業	●放出開始・終了	○	●放出作業開始実績・終了実績	E	-	○	○	
●放出量の実績	○	●1日の放出量の実績を通報			その他	-	※	※	※公表区分「その他」であるが、適宜、日報への記載、会見での説明を行う			